

令和6年度九重町会計年度任用職員を募集します

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

- 任用予定期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 勤務労働条件等 ※制度の変更等により給与の変動が生じる場合があります
 - ▶休暇 年次有給休暇及び特別休暇
 - ▶通勤手当 通勤距離に応じて支給
 - ▶賞与 6月、12月の年2回支給
 - ▶その他 社会保険、厚生年金、雇用保険等に加入
- 募集職種 (年齢要件：令和6年4月1日現在、満18歳以上)



▲九重町HP (募集要項等)

職種	賃金(月額)	勤務先	勤務時間等 (祝日及び年末年始除く)	提出先
一般事務職	130,732円～	役場庁舎内 保健福祉センター こども園	【月曜日～金曜日】 午前8時30分～午後4時 午前8時30分～午後5時 ※上記時間以外の場合あり	①
一般事務職(障がい)	130,732円～			
技術職(土木)	134,651円～			
消費生活相談員	134,651円～			
要保護児童対策専門職	134,651円～			
こども家庭支援員	154,600円～			
保健師・看護師	164,100円～		【月曜日～金曜日】 午前8時30分～午後5時	
栄養士	164,100円～			
啓発指導員・相談員	130,732円～	隣保館	【月曜日～金曜日】 午前8時30分～午後4時	②
医療事務	154,600円～	飯田高原診療所	【月曜日～金曜日】 午前8時30分～午後5時 【土曜日】 午前8時30分～午後0時15分	
看護師	164,100円～			
保育教諭	164,100円～	こども園	【月曜日～土曜日】 うち5日間、午前7時30分～ 午後6時30分までの間 <保育教諭・保健師・看護師・調理員> 連続する8時間30分のうち45分休憩 <子育て支援員> 連続する7時間30分のうち45分休憩 <バス添乗> 午前7時30分～午後2時30分	③
保健師・看護師	164,100円～			
調理員	154,600円～			
子育て支援員	130,732円～			
一般事務職(バス添乗)	121,048円～			
一般事務職	130,732円～	教育委員会事務局 九重文化センター	【月曜日～金曜日】 午前8時30分～午後4時 午前8時30分～午後5時 ※上記時間以外の場合あり	③
部落差別解消推進指導員	134,651円～	教育委員会事務局		
指導主事	154,600円～			
ICT支援員	130,732円～			
教育指導員	134,651円～	教育支援センター		
学校校務支援員	130,732円～	小学校 中学校		
特別支援教育支援員	130,732円～			
学校司書	130,732円～			
教頭マネジメント支援員	154,600円～			
スクールサポートスタッフ	時給1,000円～	中学校		
文化財専門員	130,732円～	九重文化センター		

- 募集期間 令和6年1月4日(木)午前8時30分～2月2日(金)午後5時まで
- 提出書類
 - ▶指定の履歴書(総務課・教育振興課・子育て支援課・九重町HPに準備しています)
 - ▶資格や条件が必要な職種は、資格を証明する書類の写し
 ※職種ごとの資格や条件は、募集要項または九重町HPをご確認ください。
- 提出方法 それぞれの提出先に持参で提出してください。
また、電子申請(インターネットでの申し込み)も可能ですので、ご利用ください。



▲申込二次元コード

提出先及びお問い合わせ

- ①総務課(役場2階) ☎0973-76-3800
- ②子育て支援課(役場1階) ☎0973-76-3828
- ③教育振興課(役場2階) ☎0973-76-3812

償却資産を所有している方へ

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に区分されます。土地や家屋には登記制度があり課税対象を把握することができますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の申告が法律によって義務付けられています。事業で使う資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。

令和6年1月1日時点で、九重町内に償却資産を所有している人は、個人・法人に関わらず確定申告とは別に償却資産申告書を提出してください。

償却資産とは

法人や個人が事業を営むために所有している構築物・機械・装置・器具などを償却資産といいます。

●課税対象になる償却資産の例(業種別抜粋)

業種	資産の名称
各種業種共通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、看板、LAN 設備など
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機など
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)など
飲食業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、サインポールなど
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具等)厨房設備、家具調度品、駐車場設備など
農業・林業	ビニールハウス、動力伐採機、乾燥機、パワーショベルなど
電気供給業	太陽光パネル、風車、地熱、バイオマス発電設備、架台(レール)など

※ただし、耐用年数1年未満の資産等の申告対象外の償却資産もあります。

申告書類について

前年度申告された方や、償却資産を所有している可能性がある方には12月下旬ごろに申告書を送付させていただきます。令和5年1月から令和5年12月までの資産の増加や減少を記入し、提出してください。資産に変更がない場合や、事業を廃止した場合も申告書の提出が必要です。

●初めて申告する方

令和6年1月1日現在の資産所有状況(資産の種類、取得価額、取得時期、耐用年数など)について申告書を作成のうえ、税務課まで提出してください。

申告書提出方法について

申告書提出方法は3種類あります。

①税務課窓口にて提出 ②郵送にて提出 ③eLTAXによる電子申告

※eLTAXの詳細なサービス・利用方法はeLTAXホームページをご覧ください。



▲HP

提出期限 令和6年1月31日(水)まで

※期限が近くなると混み合いますので、早めの提出にご協力ください。

令和6年度固定資産税について

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

令和6年度の固定資産税は令和6年1月1日が基準となりますので次の内容に該当する方は必ず税務課へ連絡・届け出を行ってください。

令和5年12月31日までに

- ①建物を新築・増築したとき
- ②建物を取り壊したとき
- ③未登記家屋を譲渡(売買・相続・贈与など)したとき



※①に該当する方で、すでに税務課の家屋評価を実施している場合は、連絡・届け出の必要はありません。

瑞花鴛鴦八稜鏡が県の文化財に指定されました

●お問い合わせ 社会教育課 ☎0973-76-3823

瑞花鴛鴦八稜鏡

令和五年二月二日付けで、九重町釘野千軒遺跡の墓から出土した瑞花鴛鴦八稜鏡(以下、八稜鏡という)と白磁碗が大分県指定文化財として新たに指定されました。

八稜鏡は、字の通り八箇所をもち銅鏡で、製作技術の高さなどから都の工房で製作されたものと考えられます。大きさは、最大一・六cmで外面には、豊年のめでたい花とされる瑞花と唐草文が描かれ、鴛鴦の文様が中央のつまみである鈕を中心に両側に配されています。鴛鴦とは、おしどりのことで、鴛がオス、鴦がメスを指しています。おしどりは雌雄がいつも一緒にいるといわれており、「おしどり夫婦」という言葉は、仲むつまじい夫婦のたとえとされています。八稜鏡の下からは、編まれた竹の破片が出土したため、この鏡は竹を編んだ箱の中に納められていた可能性が考えられます。

また、白磁碗は、口の部分の直径最大一八・四cmあり、中国から輸入されたもので、当時のものとしてはとても貴重です。

この八稜鏡は被葬者の胸のあたりから出土し、白磁碗は頭の周辺から出土しました。それぞれの出土品が墓のどの位置から出土したかについては、その出土品がもつ意味を解釈するうえでとても重要です。

八稜鏡・白磁碗はいずれも平安時代後

期に製作されたものですが、被葬者が大事に長く伝え持っていたことも考えられ、墓に納められた時代は平安時代後期だけでなく、鎌倉時代初頭を含めて考えなくてはなりません。

釘野千軒遺跡は現在の九重町役場周辺に所在します。「釘野千軒」は伝承地名にみられ、江戸時代に成立した『豊後国玖珠郡旧年記』には「釘野町百五十軒」と記されているため、江戸時代段階で町の存在が伝えられていることがわかります。発掘調査においても、戦国時代の道を挟んで両側に四七棟の掘立柱建物跡が並んだ様子が確認され、伝承を裏付ける成果が得られました。

八稜鏡と白磁碗が出土した墓は、戦国時代をはるかに遡る時代のもので、その時代の遺跡の全体像はつかめません。しかし、これだけの優品をもつ人物が九重にいたこと、そして、その遺物が現代に伝えられていることは、地元の誇りとして後世に永く伝えるべきものになります。

大分県立歴史博物館 原 田 昭 一



～大掃除はお早めに～

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

毎年12月は年末の大掃除により、家庭から出るごみを清掃センターに持ち込む人が多くなります。この時期清掃センターは大変混雑することが考えられるため、できるだけスムーズに持ち込みできるよう、ごみの分別は徹底してください。

以下のものは、清掃センターに持ち込めませんので、それぞれ適正な処理をお願いします。処理方法は、令和5年度人権・環境カレンダー“12月”のページをご覧ください。

- 自動車部品
(タイヤ、バッテリー等含む)
- 農業用ビニールハウス
(ハウス用、あぜシート、マルチ等)
- 建築廃材
(スレート、天井ボード、床板等)
- 大量のトタン
- 薬品(農薬・劇薬等)
- 植物(庭木のせん定等で出たもの)
- プロパンガスボンベ

※清掃センターに持ち込みを行う場合は、重量に応じて一般廃棄物処理手数料が発生します。

また、町指定ごみ袋に入れて持ち込みをしても手数料は発生します。持ち込みの際の袋の指定はありませんのでご注意ください。



▲ごみの分け方

— 玖珠清掃センター持ち込み時間について —

月～金 午前8時30分～正午／午後1時～午後4時

土 午前8時30分～午前11時30分

※毎週日曜日と12月31日～1月3日は休みです。

令和6年度に電気柵・シカネットを要望される方へ

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

来年度(令和6年度)の電気柵・シカネットの要望を受け付けます。流れをご確認いただき、受付期限までに農林課へお知らせください。

●導入の流れ

事業決定 ⇒ 申請 ⇒ 町が調達 ⇒ 配布会〈本人支払〉 ⇒ 自力施工 ⇒ 完了検査 ⇒ 町補助

※商店等で事前に購入したものは、補助対象にはなりません。町の調達分のみ対象です。

〈電気柵〉

仕様：本体1基、2段張り、電池タイプ、支柱長さ約90cm
地上高：およそ60cm
設置の延長は、最低200m(線については400m)からとなります。
参考：今年度は6月に配布

〈シカネット〉

仕様：支柱は杭を打ち込み、その上から支柱パイプ(1.8m)をかぶせる仕様です。
施工高：地上1.8m、もぐり防止のスカートネット付き。
設置の延長は100mからとなります。
参考：今年度は6月に配布

※受付期限 令和6年1月31日(水)まで

交付について

- 要望量を把握するためのものであり、事業の実施を確約するものではありません。
 - 設置箇所の地番及び外周の長さ等を確認させていただきます。
 - 電気柵とシカネットは、仕様が変更になる場合があります。
 - 要望が多数の場合は、補助を受けたことが無い方を優先させていただきます。
- その他、ご不明な点はお問い合わせ先までご連絡ください。

医療費の適正化にご協力をお願いします

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802

加入者の高齢化や生活習慣病などの慢性疾患の増加等の理由により医療費の増加が続いています。このまま医療費が増加し続けると、加入者の皆さまから納めていただいている国民健康保険税の負担が重くなるだけでなく、国民健康保険の財政が悪化し、制度の運営が難しくなります。

◆加入者の皆様のご協力が健全な運営に繋がります

●医療費通知を確認しましょう

九重町では「医療費通知」を送付しています。この通知には、皆さまが使った医療費を記載しています。受診状況を振り返り、健康づくりや、病気の早期発見、治療に役立ててください。また、確定申告の際に医療費控除の申請に使うことができますので、大切に保管してください。

●お薬手帳を1冊にまとめましょう

お薬手帳を1冊にすることで、医師や薬剤師が処方内容を確認し、薬の重複や副作用などに気づきやすくなります。お薬は適切に服用することで皆さまの健康に繋がります。

●ジェネリック医薬品を使いましょう

新薬の開発には、莫大な費用がかかっています。そのため特許期間が設けられています。特許が切れた後に販売されるお薬が新薬と同じ有効成分を含んだジェネリック医薬品です。新薬に比べて低価格なため、窓口での負担が軽減されます。ジェネリック医薬品の処方を希望する際は、医師や薬剤師にご相談ください。

●特定健診を受けましょう

特定健診は、糖尿病などの生活習慣病を予防するために有効です。早期発見、治療に繋げるため年に1回は特定健診を受診しましょう。町では、40歳から74歳の国保加入者に「受診券」を送付しています。費用は無料で血液検査や尿検査を中心にした健診で**苦しい検査はありません**。検査時間も**約1時間**です。今年度の集団健診は終了しましたが、大分県厚生連健康管理センターでは、来年2月末まで受診できます。また、個別に受診できる医療機関もありますのでお問い合わせください。

国民年金広場

国民年金手続きの電子申請ができます

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802
日田年金事務所 ☎0973-22-6174

電子申請の対象となる手続き

- 国民年金第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更等）
- 国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- 国民年金保険料学生納付特例の申請

※上記以外の手続きについては、従来通り書類での申請が必要となります。

電子申請のメリット

- ・スマートフォンから24時間365日申請ができます
- ・処理状況・申請結果をいつでも確認できます

電子申請をするには

- 1 マイナンバーカードと、マイナンバーカード交付の際に設定したパスワードを用意する
- 2 マイナポータルの利用者登録手続きを行う
- 3 マイナポータル画面から「年金の手続きをする」を選択し申請を行う

マイナポータルとねんきんネットを繋げると、年金記録の確認や、将来の年金見込額の試算ができるなど、もっと便利に使えます！

※ねんきんネットはインターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。



詳細は日本年金機構
ホームページへ

冬の健康管理 — 健康に冬を乗り切るためのポイント —

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

冬の時期は、運動不足になったり、体調を崩してしまいがちです。また、年末年始は行事が多く、食生活が乱れ、肥満につながりやすいです。肥満に血圧、血糖などの異常が重なった状態をメタボリックシンドロームと言います。放っておくと、動脈硬化が進行し、脳血管疾患、心臓病、腎不全などの大きな病気を引き起こします。そこで、普段の生活で気軽に取り入れられる健康づくりについて紹介します。ご家族や地域の方々と実践して健康的に冬を乗り切りましょう。

《健康管理編》

意識的に体を動かす

⇒運動量が不足すると筋肉が落ち、体温が低下して病気にかかりやすくなる恐れがあります。

- ・めじろん元気アップ体操で筋力アップ
- ・おおいた歩得 (健康アプリ) でお得にウォーキング
- ・なにげない日常の動作 (歩く、階段を昇る、こどもと遊ぶ、荷物を運ぶなど) も効果的

※運動の前後は健康チェック(血圧等)と水分補給を忘れずに。体調がすぐれないときは控えましょう。



▲めじろん元気アップ体操

毎日体重を測る

⇒生活習慣病の原因となる内臓脂肪の変化が一番わかりやすいのは「体重」です。また、筋肉量の減少も確認することができます。



▲大分歩得

急激な温度変化に注意

⇒暖かい室内から寒い室外への、急な移動は血管が急激に収縮するため、血圧が一気に上昇し、心筋梗塞や脳梗塞を引き起こす可能性があります。トイレや洗面所、浴室では暖房器具等を活用し、温度差をなくしましょう。

⇒寒暖差による自律神経の乱れは、体調不良を引き起こします。睡眠をしっかりとり、自律神経の乱れを防ぎましょう。

歯と口の健康を保つ

⇒乾燥する季節は、唾液の量が減り、口の中で細菌が繁殖しやすく、虫歯が起こりやすい環境になってしまいます。

うがいや歯磨きはもちろん、舌を動かしたり、お口の体操をしましょう。1日1~2ℓの水分摂取や室内の湿度を50~60%を保ち、お口の乾燥を防ぎましょう。

《食事編》

3つのポイント

食べ過ぎないために!

- ▶よく噛んで食べる
- ▶腹八分目を心がける
- ▶だらだら食べない
- ▶野菜料理を先に食べ、満腹感を得る



外出時に気をつけること

- ▶野菜の多いメニューを選ぶ
- ▶丼ものより定食を選ぶと栄養バランスがとれます



アルコールにも注意!

- ▶アルコールには食欲を増進させる作用があります
- ▶1日に飲む目安は、ビール1本500mlで、女性や高齢者はその半分です。週2日は休肝日を設けましょう。



年末年始も食事時間は規則的に

朝食の欠食や夜遅い夕食は、肥満につながります。食事時間や回数を普段と大きく変えることなく、不規則な食事を何日も続けないように心がけましょう。生活リズムを整えることも大切です。

九重町身体障がい者福祉協会では、一緒に活動する会員を随時募集しています。身体障害者手帳をお持ちの方であればどなたでも会員になることができますので、是非、入会し様々な活動と一緒に取り組んでいきませんか？

主な活動

- スポーツレクリエーション
- 文化イベント
- 研修会の開催
- 福祉大会や障がい者スポーツ大会への参加
- ピアカウンセリング(障がい者当事者による相談)

随時会員
募集しています!



グラウンドゴルフ大会に出場



大分県障がい者スポーツ大会に出場

活動で会員の方・地域の方・他地域の方などと交流を図る他、社会福祉協議会や行政、関係団体とも連携を取りながら障がいに関する様々な課題解決に取り組んでいます。

困ったことや悩んでいることがありましたら一人で苦しまず一緒に解決していきましょう。何よりもたくさんの方々とのふれ合いを通して充実した日々を送りましょう。

○九重町身体障がい者福祉協会に関する問い合わせ○

南山田地区 木付 昭憲 **090-5728-7496**
飯田地区 田中 芙美 **090-7462-1414**

東飯田地区 森 有為 **090-3323-2602**
事務局 武石 章子 **090-4992-2636**



令和6年度 奨学生募集

玖珠郡育英会では、経済的理由により修学困難な玖珠町・九重町出身の高等学校・大学及び専修学校等の学生を対象として、奨学金の貸与事業を実施しています。貸与を受けたい方は、次により出願してください。

●応募資格

1. 九重町・玖珠町の町民で、現に居住する方。またはその子弟で、学校教育法または法令に規定する高等学校・高等専門学校・大学・大学院及び専修学校等に在学または進学予定の方。
2. 学業人物ともに奨学生としてふさわしい方。
3. 経済的理由により、学費の支払いが困難な方。

※専修学校等とは、専修学校・専門学校・各種学校・大学校で修業年限が1年以上のもので、学費を要するものをいいます

●奨学金の貸与期間と金額

1. 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修学期間です。
2. 奨学金は右記の種類で「希望選択制」です。

区 分	貸与月額
高校生	15,000円
大学・大学院生・専修学校等	20,000円または30,000円

●採用予定数 高校生：7名程度 大学生・大学院生・専修学校等：12名程度

●出願手続き 玖珠郡育英会の指定用紙(奨学生願書)に必要事項を記載して、玖珠郡育英会に提出してください。

出願手続に必要な添付書類

- ①戸籍抄本(本人のもの)
- ②所得証明書(家計支持者(父母等)の所得証明)
- ③滞納のない証明(保護者の納税関係証明 玖珠郡育英会様式)
- ④奨学生推薦調書(高等学校、大学等進学予定者は出身中学校、高等学校の調書、在学中の学生は在学校の調書)
- ⑤履歴書
- ⑥写真(願書用。縦3cm×横2.5cmの免許証用サイズ)

●出願期間 令和6年1月9日(火)～2月16日(金)

出 願 先
お 問 い 合 わ せ

公益財団法人 玖珠郡育英会事務局 ☎0973-76-3816
〒879-4895 九重町大字後野上8-1 九重町役場 教育委員会内

▶玖珠郡育英会HP

